資料７

金融審議会「成長企業への資金供給の在り方等に関するワーキング・グループ」（第３回）への意見

2026 年 11 月 4 日

坂　勇一郎（東京合同法律事務所／東京経済大学）

＜ファンドに対するコミットメントラインについて＞

・コミットメントライン法の適用対象となる借主について、金融機関との交渉力を有する者として、適格機関投資家等特例業務届出者、投資運用業者と投資一任契約を結び実質的に一体と評価できる SPC を追加することについては賛成する。

・上記を含むコミットメントライン法の借手の範囲において、プロ向け貸金業者の貸付先とすることにも賛成する。

・他方、ベンチャー企業は、一般に、中小企業であり、十分な経営基盤を有するわけではないし、金融機関との交渉力を有するものでもない。上記いずれの制度においても、借手の範囲にベンチャー企業を含めるべきではない。

・なお、前記の制度見直しを行う場合も、借主となる主体が、金融機関との交渉力を有する実体を有するかは、貸金業者への監督等を通じた継続的な検証が必要と考える。

＜貸金業者に対するマクロプルーデンス確保のための監督規定について＞

・この度の制度見直しによって、貸金業者による M&A 等への資金提供が拡大していくことが見込まれる。他方、貸金業者が M&A 等の案件において、メザニンローンの提供を担うことが想定されるが、メザニンローンの提供が適切な審査と管理のもとに行われることは重要であり、特にマクロプルーデンスの観点から、業務の健全かつ適正な運営を確保するための監督規定を整備することは極めて重要である。

・貸金業者について、かかる監督規定を整備するに際しては、貸金業者による上記のような資金提供のあり方も踏まえて、実効的な監督が確保されることを旨として制度整備を行うべきである。（その際、監督の実効確保の観点から、銀行法等についても必要に応じて見直しを行うべきである。）

＜借主への情報提供とデジタル化について＞

・貸金業法において、多重債務の防止は重要なミッションであり、制度設計において多重債務の防止のための手段を確保することは、極めて重要である。

・この点、貸付を行うに際しての情報提供について、多重債務処理の現場から、実情を踏まえた意見（多重債務問題対策推進懇談会構成員の高橋敏信弁護士の意見書）が示されていることは、重く受け止める必要がある。

・現場からの指摘もある通り、貸金業において資金需要者が貸金業者に対して弱い立場・状況にあること、借入が継続的な関係であり貸付を受ける際はもとより返済の都度債務の状

況を確認する必要が高いこと、紙による書面の管理を行っている債務者も相当程度存する実情が存することに鑑みると、債務者への情報提供については、現行の書面交付原則を維持すべきである。

・なお、割賦販売法では、2021 年改正において従前の書面交付義務が見直されているが、商品やサービスの購入場面におけるクレジットカードの利用と、資金を必要として借入れを行う場面は、事業者と利用者との関係やとりうる行動の選択肢等において大きな違いがある。利用者保護の観点から規律を異ならせることに、実質的な理由が存すると考えられる。

・また、事業者においても、事業内容によってデジタル化の必要性や重要性は異なり、デジタル化との関連が薄い業態も存する。多くの中小企業・小規模事業者においてデジタル化は途上であり、少なからぬ事業者においては紙や口頭による業務が中心であることに鑑みると[1]、中小企業・小規模業者においても、現行の書面交付の原則を維持する必要がある。

・以上の観点から、貸付に際しての情報提供（貸金業法 16 条の 2～17 条)、及び、弁済の際の情報提供（貸金業法 18 条）については、(前記のプロ向けの貸金業者の借主の場合を除き）現行の書面交付原則が維持されるべきである。

以　上

[1] 令和 7 年度中小企業白書では、2.8%の事業者が「デジタル化によるビジネスモデルの変革や競争力強化に取り組んでいる状態」、24.5%が「デジタル化による業務効率化やデータ分析に取り組んでいる状態」にあるのに対して、57.3%の事業者が「アナログな状況からデジタルツールを利用した業務環境に移行している状態」、15.4%が「紙や口頭による業務が中心で、デジタル化が図られていない状態」とされている。